

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 堀内六郎
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円(年間購読料参千円)
 1979年9月25日発行
 第11巻 第8・9合併号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 11 No. 8・9合併号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

福祉社会スウェーデンの新しい動向

— New Trends in the Welfare Society Sweden —

常務理事 中嶋博

Managing Director Prof. Hiroshi Nakajima

本稿が印刷に付される頃は、スウェーデンの総選挙の結果が判明していよう。しかしいずれに落付こうとも、福祉社会体制にいささかのゆるぎのないことだけは断言できる。

ところでこうしたスウェーデン総選挙の政治的予測は別として、このところわが国の新聞紙上に、スウェーデンに関する記事が散見されると感ずるのは筆者の偏見であろうか。

たとえば朝日新聞は、日曜版の連載「世界史の舞台」(8月5日付)に引続き(9月2日付)でもスウェーデンを取り上げている。

ところがさらに注目したいのは、「福祉社会スウェーデンの新しい動向」として、わが国現下焦眉の問題解決に資するための記事が少なくないことである。

そのいくつかを拾ってみると、「国鉄再建にお手本—スウェーデン—」(毎日新聞8月28日付)。ここでは昨年度政府補助金を含めてざっと8億5千万クローネ(約430億円)の赤字を出したスウェーデン国鉄が、7月1日からとった平均50%の運賃値下げ。自動車に持っていかれた客を大胆な「安売り」で取り返し、黒字にしようという女性大臣ボンデスタム運輸相との共同作戦、そして結果は予想以上の乗客Uターン。

また国民の健康に関して、スウェーデンでは1977年からタバコの箱にタール、ニコチンと並んで一酸化炭素の含有量を表示するようになった。同国では今世紀中に国内から喫煙者をなくそうと、国家的な規模で「タバコ追放」のキャンペーンを展開中。(日刊「ゲンダイ」9月5日付)

また少し古いが、「男女平等は保育園から—ス

ウェーデン—」(毎日新聞6月25日付)では、保母、保父は半数ずつのストックホルム市の決定、およびやがて社会の全分野での実践についてのレポートがなされている。

さらに「スウェーデンでは開発教育の推進者たちが先頭に立って、新しい国際経済秩序の樹立を実現するため、第三世界への援助を一層拡大すること、そのために、スウェーデン国民の1人当たり年間石油消費を現在の3.5トンから3トン以下に引下げようライフスタイルを変えるべきであると訴えている」(サンケイ新聞夕刊9月4日付)といった具合である。

ところで当社団法人スウェーデン社会研究所は、来たる10月をもって創立12周年を迎えることになり、それを記念して研究所のそれぞれの分野における専門家の執筆になる『福祉社会スウェーデンの新しい動向』が、株式会社成文堂のご好意により刊行されることになった。

そこには、労使、エネルギー、医療の問題をふくめ、わが国現下の諸問題を解決する幾多のヒントが秘められている。各界各層の方がたに広く読んでいただきたいものと、今から念願している次第である。

目次

- 福祉社会スウェーデンの新しい動向…中嶋博… 1
- ノルデンショルドと日本……………西川治氏… 2
- 児童オンブズマン(下)
- リグモール・フォン・エウラー女史…………… 3
- スウェーデン総選挙中間速報…………… 4
- 福祉政策の総合化について(研究シリーズ(5))
- 社会福祉サービスにおける総合化とコミュニ
ティ・ケア発展の動向(下)……………丸尾直美… 5
- ベルチル・オリーン博士逝去…………… 7
- 文献紹介「スウェーデンの社会政策」…………… 7

ノルデンショルドと日本

Nordenskiöld and Japan

ノルデンショルド来日記念行事準備委員 東京大学教授 西川 治
Prof. Osamu Nishikawa

今から100年前の7月20日、旧大陸と新世界との海峡を通過する一隻の機帆船があった。マストには高らかに青と黄の国旗をかかげ、甲板からはスウェーデン万歳の歓声がわきあがった。300余年にわたる夢の北東航路が、ついに開かれたのである。

その船ヴェガ号(300トン)が故国を出航したのは1878年7月4日、隊長はアドルフ・エリック・ノルデンショルド(1832~1901)、船長はレイ・パランダ、総乗組員30名。

途中の航路は順調であったが、レナ川をすぎれば未知の海、ベーリング海峡へあと200キロという地点でとうとう立往生、厚い氷原に行手を固く閉ざされてしまった。だが、その間にも、科学者たちは観測にはげみ、奥地までチュクチ族を訪ね、その生態を調査するなど、極北の長夜に研究の灯をたやさなかつた。

太平洋へ出てからのヴェガ号は、ひたすら日本へと急いだ。明治12年9月2日、夜の9時、全員無事横浜に入港。隊長はさっそく電信局にかけつけ、オスカル二世に打電した、「探検成功」。全ヨーロッパはたちまち興奮の渦に巻きこまれる。こちらアドルフ一行は、連日連夜の歓迎に休む暇もない。9月11日には浜御殿で三条実美公に招かれ、15日には創立早々の東京地学協会等主催の盛大な祝宴に出席、参会者は北白川宮能久親王(地学協会社長)と東伏見宮殿下、榎本武揚海軍卿(地学協会副社長)、大山巖陸軍卿、佐野常民大蔵卿、井上薫外務卿、西郷従道、森有礼など46名、外人がわはハリー・パークス、アーネスト・サト

ウラ88名にのぼった。そして9月17日には天皇に拝謁。その後9月28日から日本各地を視察、10月27日には長崎から上海へ向かい、スエズ運河経由で1880年4月24日午後10時ストックホルムに帰着。ここに史上初の北東航路によるユーラシア大陸周航の偉業が達成されたのである。隊長には、国王から爵位が授けられ、この日は毎年、「スウェーデン人類、地理協会」(SSAG)の祝祭日となつた。

ノルデンショルドの成功は、事前の綿密な計画、情報の収集と研究、科学的実行にもとづく。ヴェガ号探検にさいしては、世界中から各時代の地図類や地理書類を多数集め、後に二つの著名な地図史アトラスを刊行している。この意欲的なコレクターが日本から持ち帰った古文書類は、実に1千余点、6000冊にのぼる。それらは、ストックホルムの王立図書館に保存されている。その一部は、東京地学協会がノルデンショルドに贈った金銀製メダル、その他の遺品とともに、この11月に日本へ里帰りする。

東京地学協会と日本地理学会はスウェーデン側との共催で同月19日から1週間、東京と北海道で、ノルデンショルド北氷洋周航百周年記念日瑞シンポジウムの開催準備をすすめている。この「高緯度の自然と民族」シンポジウムには、スウェーデンの王立科学アカデミー院長 G. Hoppe 教授をはじめ、V. Schytt (SSAG 会長)、E. Bylund (ウメオ大学前学長)、A. Rapp (ルンド大学教授) 方の参加が予定されている。詳細は次号にゆづるが、大方の御支援を心から願ってやまない。

所長スウェーデン訪問

平田富太郎当研究所所長は、在日スウェーデン大使館の招待をうけ、9月12日スウェーデンへ向け出発し、現地関係先への挨拶のほか、たまたま行われるスウェーデンの総選挙の状況等を視察し、9月21日帰国される。

児童オンブツマン(下)

The Children's Ombudsman (2)

リグモール・フォン・エウラー女史

Dr. Rigmor von Euler

暴力：特別な関心事

個人への尊敬は自信や自尊心の基礎であり、子どもの地位と状態はこの見地から見られるべきである。子どもを含め個人を尊敬していない一例は、暴力にさらされていることである。このことは、二つの基本的内容で異った型をとっているように思われる。

一家庭、肉体的、精神的暴力の組み合わせ

一全体としての社会、マス・メディアを含む、暴力のもつ構造的、機能的な本来の分野、

かくして私は児童オンブツマンという特別な職務を引受け、様々な方法によってそのような暴力に対する子どもの抵抗を伝え、明らかにしてきた。

家庭内で暴力を排除し、教育上の目的で蛮行やせっかんを受けている子どもを保護する試みは、次の様な方法で児童オンブツマンによってなされてきている。

第一に広範な情報が児童虐待の場合に関して集められ、配布されてきており、虐待に関する原因や子どもへの影響の重大性が情報の中には含まれている。この情報はまた、家族や子どもと直接接触をもつ専門家、すなわち病院看護婦や医者、ソーシャルワーカーといった専門家たちに主に向けられてきている。

その目的は、家族を支えたり、全く無用な苦しみを強いられている子どもを守るべく、児童虐待の前兆をす早く見きわめるためにすべての職員の力となることである。私たちの情報活動は、セミナー、ポスター、印刷物といった形式をとってきた。

また私的に個人が、起こり得るであろう児童虐待の重大性を感じとったとき、児童オンブツマンに電話することも、直接会うことも可能であった。そこで児童オンブツマンは送られてきた苦情を最も適した機関で処理し、子どもを確認する責務をもち、当事者は当然の注意を受け、しかもその子どもは望みだけの援助を受けることができた。

こうした場合、極端な方法を用いること、あるいは人々からできるだけ多くの苦情を捜し出すことが、意図的であったり、手段であったりすることは決してあってはならないことを強調すべきである。あらゆる場合において、経済的援助や助力を受け入れるための他の方法や解決の手段が提案され、説明されてきている。

政策への影響：具体例

子どもに暴力をふるわず、愛情こめて育てようという私たち独自の小冊子の使用を含み—その他の方法もあったが—養育の手段としてのせっかんに対するキャンペーンの結果として、児童オンブツマンとしての私は子どもの法的立場を再調査するために、1977年初期に始まった政府審議会への参加を促された。

他の点において、審議会への指示は次の様なコメントを含んでいた。

現状では、今の立法は子どもの養育者の側で、子どもを独立した個人として十分な程度に扱っていないということが言えよう。子どもは、自分の未来にとっての重要問題の表明が法律によって明記される可能性を欠いており、また子どもの個人的願望は、必ずしも立法手続きにおいて大きなウェイトが置かれるところがなかった。また、子どもの諸要求や関心事は立法においては十分に考慮されるところがなかったといえよう。

大まかにいうと、審議会の任務は子どもの関心事が、如何なる場合に、いかなる方法において、現在の規定におけるよりも、より作用するかというにあった。また両親権や保護者権に関する規約を修正することも通告されていた。そして第一の目的の遂行のため、社会が養育の一方法としてか、あるいは刑罰として、子どもに対する暴力の使用をもちや受け入れることができなくなったという態度を明らかにする体罰禁止条項を導入するにいたった。その条項は次の様に言いあらわされている。

≡両親や養護者は、子どもの年齢やその他の環境とかみ合った世話を子どもになすべきである。子どもは肉体的刑罰や、他の屈辱的扱いにさらされるべきではない。≡

この頃は他の国々でも先駆的存在になるであろうと期待され、しかも古いローマ法で、単なる所持品とみなされていた子どもは、決定的に変えられるものとみなされている。

広範囲にわたる暴力

組織的な暴力追放の努力は、多くの諸問題を含んだ情報キャンペーンや、調査、研究のスポンサーという形をとっている。スウェーデン児童救護連盟は、例えば子どもの事故において基本的調査を始めることにも責任を負っている。今やこの調査や他の研究の結果を明確化し、政策決定者を納得させることが問題となっているが、子どもの諸要求には私たちの社会を計画し組織するに当って高度の優先権が与えられなくてはならない。

最初で述べた様に（先月号月報、児童オンブツマン（上）参照）子どもが強いられている組織的暴力の一つの重要な面は、マス・メディアを含んでいることだ。児童オンブツマンとして、私は自分の基本的義務の一つである家庭内におけるマス・メディアの重要性—コマーシャルの影響が私たちの日常生活にいかん作用しているか、そしてこれに対し私たちが抗議一つせず影響されるがままになっているということ—を親により多く察知させるよう努めた。これについては「子ども、暴力とマス・メディア」の the Ideas Forum Supplement の中で詳しく扱われている。

結びとして

5年間にわたる私の経験によって次のようなことが明らかになった。非常に広い範囲にわたるソーシャルサービス組織をもちそなえた国でさえ、子どもの関心事が希望通りゆかない、保護されることはまだまだ少ないということである。この小論は全体として児童オンブツマンが、いかにふるまい子どもの諸要求をかなえさせることができるかという一例の活動状況の説明の機会を提供したに過ぎない。

≡国際児童年は、関係諸国の社会的・文化的背景にかかわりなく、子どもの権利を見守り、保護

し、堅実、かつ効果的实施を確実なものにできる組織作りの可能性をためすのに、まことにふさわしい年といえよう。≡

(IYC/IDEAS FORUM SUPPLEMENT/10 STOCKHOLM, 1979 より編集部訳)

速報

スウェーデン総選挙中間速報

—保革伯仲—

1980年代の行方を占うものとして、全世界から注目を浴びているスウェーデンの総選挙は、去る9月16日、全土好天候のもと、無事行われた。

在日スウェーデン大使館の厚意により得た9月17日夜現在（日本時間）の情報によると、得票率ならびに得票総数は、非社会主義政党49.2%、2,636,563票で174議席、一方、社会主義政党49.2%、2,634,483票で175議席と、近来まれにみる保革伯仲となっている。

しかし、海外からの分を含んだ郵便投票による未開票の約4万票の結果が判明するのが9月19日で、その結果をみなければ議席配分は確定しないし、保革逆転も十分あり得る。また、いずれの政党がリーダーシップをとって、どのような組閣を行うかは、全く予断を許さない状況にあるということであった。

.....
なお、19日夜、郵便投票の開票集計の結果、保守連合が一議席の差で勝利を握った。

社会福祉サービスにおける総合化と コミュニティ・ケア発展の動向(下)

— イギリスの場合を中心として —

理事 丸尾直美

社会福祉サービス総合化の方向

以上のように、イギリスでもスウェーデンでも社会福祉サービスは、地域コミュニティ・レベルで総合化される方向にあり、施設ケアから在宅中心のコミュニティ・ケアへ、隔離主義から総合化とノーマライゼーションへと動いてきている。同時に公的扶助は基礎年金の補完部分として総合化していくことが好ましいとみなされている。しかし、これは理想的方向であり、追求はされているが、未だ未だ意図されたことが実現される段階にはいっていないので、積極的福祉政策論者は、これを実現するための有効な政策手段をとることを提言している。たとえば、Walter Jaehnig は精神障害者にたいするコミュニティ・ケアを扱った。最近のフェビアン・トラクトの中で、有効なコミュニティ・ケアを行なうために、次のような行動を総合的に行なうべきだと提言している。^{*} この提言は精神障害者の場合を想定した提言であるが、その多くは他の身障者や高齢者にたいするコミュニティ・ケアの場合にも、アナログカルに適用できるである。

^{*} cf. Walter Jaehnig, op. cit. pp. 22~24.

① 保健・社会保障省は身障者について、身障の程度、必要な補助具、社会教育、訓練、コミュニティにおける雇用サービス、等についての情報を得るための調査を行なうこと。

② 身障者を病院収容からコミュニティ・ケアに移行させるため、精神障害者の特別の病院を廃止していくための長期目標を公表して、ノーザムバーランド(Northumberland)の保健ケア計画のような具体的計画を進めること。

③ ②を進める一つのステップとして、15歳およびそれ以下の精神障害児を4年以内に長期滞在病院から、できるならば、家庭に移し、十分な社会的援助を行なうこと。さもなくば里親ホームや

自治体の子供の家等へ移すこと。

④ 現在の病院のスタッフの技能を生かして、コミュニティ・ケアに再雇用するために、コミュニティの訓練センターや仕事場に訓練とリハビリテーションの専門家を置くこと。看護職員は、適当な訓練の後、コミュニティ・ホームや短期のケア施設や障害者家庭でのコンサルタント・サービス等に再雇用されるであろう。その場合、年功優先権や雇用上の地位をそこなわないような措置がとられるべきである。

⑤ 政府はできるだけ早く、障害者にたいして、障害の程度に応じて行なわれる権利としての所得給付の包括的制度を法制化すべきこと。このことにより、障害者を家庭におくことによって家族にかかる費用についての認識を高めるであろう。

⑥ 政府は病院制度をコミュニティ・ケア中心に置き代えるために、身障者を登録して登録人数に比例して、自治体に補助金を出すことも考えること。

⑦ 政府は身障者にたいする居宅ケア・サービスの水準と細目の内容を準備し、発表すべきである。その中には通常行なわれるソーシャル・ワーク援助のほか、医療・教育・訓練サービスの包括的評価および再評価、日常的なデイ・ケアあるいはデイ・ナースリイ施設の場所、緊急ヘルプ・サービス、自宅またはコミュニティ施設での短期ケア・サービス、ホームヘルプ・サービスのよりよい利用、「慢性病および廃疾者法」による住宅補助、必要な場合の交通の援助が含まれるであろう。また、保健・社会保障省は、種々の居宅サービスの組み合わせ、ボランティア・グループの組織の方法、身障者の養育、身障者による自治体の子供の家の利用等のコミュニティ・サポート計画についての見本になるようなプロジェクトを行なうことも考えられる。

⑧ 住宅と社会サービス担当の大臣は共同で、コミュニティの施設の将来についてのブループリントを準備すべきである。そのような住居施設は、上記のコミュニティ・ケアの原則に基づき、その地域に位置させ、弾力性のあるものとする。ことに住居はできるかぎり、小さな家庭的な単位のものとし、小住宅も普通のアパートや住宅やあるいは改修した庇護住宅にすべきであり、居住者に差別感を持たせるような大きな施設は許可しないようにすべきである。

⑨ 居住サポートの重要性を確かめるために、政府はアンケートの回答を身障者個人ベースで回収するように改めるべきである。

⑩ 精神障害者の職業・訓練・雇用の開発のために、保健、教育、科学、雇用の関係者の間での合同協議を行なうべきである。

⑪ 身障者とその家族が自分達の生活とその将来にかかわる政策決定に参加できような努力を政府のあらゆるレベルですべきである。「彼らに彼らの生活のコースを決定するような問題について発言させてもよい頃である。」

前章でスウェーデンにおける社会福祉政策の総合化の方向を紹介し、本章でイギリスにおける社会福祉政策総合化の動向をみたが、両国は社会福祉政策の分野で大体、同様の方向へ総合化を進めようとしているといつてよからう。とくにコミュニティ・ケアを重視して市町村レベルでの自治体で社会福祉政策の総合化とノーマライゼーションを進めていこうとする点はイギリスとスウェーデンだけでなく、先進諸国の共通の動向になってきている。日本でも1976年に社会福祉審議会が『コミュニティ形成と社会福祉』という報告の中でコミュニティ・ケアを打ち出しており、コミュニティ・ケアをめぐる論議は活発に行なわれてきている。コミュニティ・ケアの主体あるいは舞台となる自治体では、東京都社会福祉審議会が既に1968年にコミュニティ・ケア構想を示しており、横浜市では1978年に、社会福祉審議会が、社会福祉のインテグレーションとノーマライゼーションの理念に基づく政策方針を示した。

このように、コミュニティ・ケア中心の社会福祉インテグレーションとノーマライゼーションは次第に先進国共通の政策理念となっているが、その実施方法は国によって異なる。類型化すると、地域での社会福祉サービスは、①公的機関には社

会サービス型のスウェーデン、②公的社会サービスを中心としながらもボランティア組織が重要な補完的役割を果たすイギリス、③各種民間団体が社会福祉・医療・老後保障の分野で重要な役割を果たすアメリカ、とそれぞれ特徴を持っている。

これまでの日本は、社会福祉の分野では、生活保護と施設ケア中心で、コミュニティ・ケアは未だ論議の段階であり、その意味では社会福祉は後進段階にある。ただわが国の場合、家族機能が他の欧米諸国に比べて機能しているし、生活保護基準は福祉年金などの給付が低い割には高いので、通常の場合家庭の場合は家族機能によるケアが行なわれ、それを期待できない家庭や個人は生活保護を受け、特別なケアを必要とする身寄りのない老人や重身障者は施設ケアを行なうという形でこれまで対処してきたのであるが、今後、高齢者の比重が高まること、核家族化と小家族化の結果として身寄りのない高齢者や身障者が増えること、身寄があっても家族機能に過大な負担をかけて、居宅家族ケアをするか隔離主義的な施設に收容するかの二者選一になりがちであることは当人と家族の福祉にとって好ましくない。それに、今後、施設ケアを必要とする人々が人口構成の高齢化と核家族化・小家族化の結果、著しく増えていくことを考えると、この辺で従来の行き方を変えて、日本の家族機能の長所を生かしつつも在宅コミュニティ・ケアの方向へと転換する必要があると思われる。従来の施設ケア中心の社会福祉サービスは、たとえば老人の場合、わが国では65歳以上の人々の1%をケアできる程度であり、スウェーデンのように老人福祉政策が発達している国でもいわゆる老人ホームと呼ばれる施設ケアを受けている人々に65歳以上の老人の5%程度である。その老人ホームも、ノーマライゼーションの考えになって、サービス付きアパート(サービス・ハウス)に変えてきており、隔離主義的施設の色彩を弱め、コミュニティとの融合をはかることを試みている。ストックホルム郊外のリディングのサービス・ハウスのように小、中学校と廊下でつなぎ、共同の食堂をつくるなどして、世代間の融合をはかる試みもなされている。どのような政策が適するかは、国によって異なるであろうが、少なくとも隔離主義的な老人ホームを老人当たりでみて北欧並みに増やしてからインテグレーションとノーマライゼーションを考えるのは妥当でないし、逆

に、日本では家族機能が有効に行なわれており、現段階で既にノーマルだから積極的な福祉政策を進める必要はないとみるのも正しくない。従来の墜離主義的な施設を単に増やすことは必要でないとしても、コミュニティ・ケアの拠点の一つとなる小規模な家庭的施設やデイ・センターのような施設は大いに必要であるし、居宅ケアのための社会福祉関係のホーム・ヘルプに従事する人々も大量に必要な。高年労働者、家庭の主婦をパートで雇用する方式を確立すれば、この分野での潜在労働力は十分にある。さらにコミュニティ・ケアの公的サービスを補完するボランティアを組織する必要がある。こうした人々をいかに組織したり訓練して、総合的社会福祉サービスを行なうかについて、イギリスや北欧の経験を参考とすべき点は未だ多い。また、将来、社会福祉サービスの

専門責任者として重要な役割を果たすソーシャル・ケース・ワーカーを、シーボーム委員会報告が勧告したように専門職として、医者や弁護士に類する地位に高めるかどうかをもわが国でも検討し、方向を定める必要がある。

年金、医療については、その改革をめぐって国民的論議が生じているが、社会福祉サービスに関しては、未だ国民的関心は薄い。しかし、将来、社会福祉サービスも、少数の恵まれない人が隔離されてサービスの対象となるのではなく、多くの人々とその家族がサービスを受け、多くの費用負担をし、自らもサービス活動に参加するような社会になっていく可能性が強い。年金、医療に次いで社会福祉の分野でも国民的論議が生れてよい頃である。

(紙数上文献省略)

ベルチル・オリーン博士逝去

ノーベル経済学賞受賞者で、スウェーデン政治家のベルチル・オリーン博士は、心不全のため、8月3日休養先のスウェーデン北部のパーラーダレンで死去、享年80歳。

同博士は国際的な経済学者として知られ、1930年代に今日の貿易理論の基礎を築いた国際貿易と国際資本移動の理論を発表。この業績で1977年、英国のジェームズ・ミード博士とともにノーベル経済学賞を受賞した。

1938年から70年まで国会議員を務めたほか同年まで23年間にわたって自由党党主として指導的立場にあった。

文献紹介 スウェーデンの社会政策

— 分かち合う福祉 —

J・ナセニウス 共著
K・リッテル
高須裕三 共訳
エイコデューク

スウェーデンの社会保障、社会福祉が世界一進んでいるとはいっても、今日の出来上がった状態を見て、わが国の現状と比べてみてもあまり意味はない。この国の過去にさかのぼって、その芽生えの時代から研究することがきわめて重要であると思われる。その意味でこの本は、スウェーデンの土壤からはじめて、今日に至る社会政策の過程を、ていねいにわかりやすく説明している。

著者二人は、ケースワーカーとして政策実行の最前線に活躍し、また政策作成のスタッフとして貢献している人たちである。その豊かな経験の上になつて、今日の出来上がった諸制度に対し、卒直な反省を述べている。単なる批判ではなく、具体的に今後とるべき方針と目標をはっきり示しているのである。昨年出された社会福祉審議会の最終

答申書の内容と一致するところの多いのは、著者二人が政策に対して如何に影響を与え得る権威を持っているかがわかる。(小野寺百合子)

《海外社会福祉選書⑧》

スウェーデンの
社会政策
— 分かち合う福祉 —

A5判上製・184頁・定価2,000円(〒160円)

郵便番号112 東京都文京区大塚2-1-17 光生館
郵便東京4-130621 ☎03-943-3335(代)

北欧のこころのせて…



昔からスカンジナビアの人々は、旅行者を手厚く、そして愉快にもてなすことをよろこびとしてきました。これがスカンジナビアン・ホスピタリティと呼ばれる北欧の心です。その伝統はSASの機内サービスにも、あますところなく、生かされています。

ただ単に快適で便利なだけでなく、心の通うあたたかいサービス。ほんとうの居心地の良い空の旅を味わっていただくために、SASはいつも心を配っています。

 **SAS**
SCANDINAVIAN AIRLINES

スカンジナビア航空 〒100 東京都千代田区有楽町1丁目 東宝ツインタワービル
東京503-8181・8101(予約)・大阪202-4753・5161(予約)・名古屋561-6913・横浜671-7207・神戸321-1175・札幌241-6050・福岡713-7581